

家畜人工授精及び受精卵移植業務の適正実施について

一昨年、和牛の遺伝資源が不正に中国へ持ち出されようとした事案が確認されたことから、和牛遺伝資源の不正な流通を防止し、知的財産として保護すべきとの社会的要請が高まっています。今年4月には「家畜改良増殖法」の一部改正と、「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」が公布され、今秋にも施行される予定です。

○「家畜改良増殖法」では

- ①「安全性及び品質の適切な管理のための措置の強化等」
 - ②「特に適正な流通の確保を必要とする家畜人工授精用精液・受精卵に係る措置」
 - ③「家畜人工授精等に関する規制違反に対する抑止力の強化」
- などが改正されます。

○「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」では

- ①「不正競争行為の定義」
 - ②「民事上の救済措置の整備」
 - ③「刑事罰による抑止」
- が定められます。

しかし最近、宮城県や沖縄県、山口県において和牛の血統矛盾が相次いで確認されるなどの不適切事案が多発しています。改めて、下記事項に留意いただき、家畜人工授精等の業務について適正に実施していただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. 家畜人工授精用精液証明書および家畜体内（体外）受精卵証明書の適正管理

○精液や受精卵1本1本に対応した証明書がなければ、精液や受精卵を雌に注入（移植）することはできないことはもちろんの

こと、他者に譲渡することもできません。

○証明書に誤った内容又は記載されるべき内容が記載されていない場合は、その証明書は効力がないものと考えられます。特に、裏面の「譲渡・経由の欄」は、精液や受精卵が譲渡・譲受される度に譲渡者又は譲受者が順次追記していくため、記載漏れ等が起り易いと考えられることから、記載内容の確認及び記載について、改めて徹底の程、よろしくお願いいたします。

2. 家畜人工授精簿への正確な記録と保管

○家畜人工授精等を行った時は、家畜人工授精等に関する事項を家畜人工授精簿に記録し、5年間保存することが義務付けられています。

○特に注入した精液等に対応した証明書は、不正防止のため、授精証明書や受精卵移植証明書を交付する前においては、家畜人工授精簿に添付することとされています。

3. 授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書の適切な交付

○授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書の交付に当たっては、実際に注入した精液や移植した受精卵に対応した証明書を添付するほか、子牛登記上、実際に使用した精液のストローも併せて添付することとされています。

○このため、授精証明書や体内（体外）受精卵移植証明書を交付しない場合（不受胎の場合等）は、使用した精液や受精卵の証明書は、家畜人工授精簿に添付することになるので、改めて徹底の程、よろしくお願いいたします。（藤井）